

国税徴収法

(質問及び検査)

第百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。）を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

平成21年（行ウ）第3号

鳥取地方裁判所

「鳥取県児童手当差押え事件」における裁判所の判断

児童手当が銀行預金口座に振り込まれた場合、法形式上は、当該児童手当受給権は消滅し児童手当受給者の銀行に対する預金債権という別個の債権になることに加え、一般に、児童手当が預金口座に振り込まれると受給者の一般財産に混入し、児童手当としては識別できなくなる可能性があり、さらに、国税徴収法上の差押えは、債務者及び第三債務者を審尋することなく発令されるものであつて（同法62条参照）、差し押さえようとする預金の原資をあらかじめ調査する仕組みを採用していないことに鑑みれば、差押えが禁止される児童手当であつてもそれが銀行口座に振り込まれた場合には、原則として、その全額の差押えが許されると解するのが相当である。